

暴力のない安全で平穏なまちをめざして

大治町暴力団排除条例

《平成23年12月20日施行》



暴力団を利用しない
暴力団に協力しない
暴力団と交際しない

この条例は、大治町から暴力団を排除するため

- 町の役割
- 町民等の役割
- 町の事務、事業における措置
- 公の施設の利用における措置
- 町民等に対する支援
- 青少年に対する指導

等について定めています。



みんなで一体となって、暴力のない町にしようね!!

大治町暴力団排除条例の主な内容

町の役割

町は、県や関係機関と連携し、暴力団の排除に関する施策を実施するとともに、暴力団の排除に資する情報を、警察などの関係機関に提供します。



町民等の役割

町民及び事業者は、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団の排除に資する情報を、町や警察などの関係行政機関に提供するよう努めてください。



町の事務、事業における措置

町は、公共工事をはじめ、その他の事務や事業が、暴力団の利益とならないよう措置を講じます。



公の施設の利用における措置

町は、公の施設の利用が、暴力団の利益となると認めたときは、利用の許可をしないことができます。



町民等に対する支援

町は、県や関係機関と連携し、町民及び事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に相互に協力して取り組むことができるよう情報の提供や必要な支援を行います。



青少年に対する指導

町は、県や関係機関と連携し、青少年に対して、暴力団の排除の重要性を認識させるための指導や助言等の取組を行います。



大治町暴力団排除条例に関するお問い合わせ

大治町総務部防災危機管理課

電話番号 052-444-2711

F A X 052-443-4468

暴力団に関する相談窓口

(公財)暴力追放愛知県民会議 052-953-3000

愛知県 津島警察署 刑事課 0567-24-0110